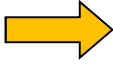


お手続きの流れ

～ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合～

凡例：寄附者様のお手続き



寄附者様

① 窓口で寄附
その際、ワンストップ特例を
希望する旨をお伝えください。

② 領収証書・申告特例申請書

③ 寄附金受領証明書 ※
及び申告特例申請書を郵送

※ワンストップ特例を利用しない
場合、寄附金受領証明書は、翌
年の税の申告で必要になります
ので、大切に保管してください。

③ 寄附金控除に関する証明書を発行

① ふるさとチョイスで寄附
その際、ワンストップ特例を希望する欄に
チェックを入れてください。

④ 申告特例申請
書に必要事項を記
入し、本人確認書
類等とともに提出

港区役所
税務課



港区役所

窓口での寄附金受領は、各地区総合
支所で受け付けます。
みなとパートナーズ基金及び文化芸
術振興基金への寄附金受領は、本庁
地域振興課でも受け付けます。

クレジットカード
会社を通して寄
附金が回送

ふるさと
チョイス

④の申告特例申請書に基づき、寄附者様の住所地市区町村へ寄附金税額控除に必要な事項を記載した申告特例通知書を送付



寄附者様の住所地市区町村

(寄附者様の翌年度の住民税を賦課する市区町村)

⇒翌年度の住民税の寄附金税額控除が適用されます(所得税還付額相当分が上乗せされます。)

(重要) ワンストップ特例制度ご利用にあたっての留意事項

- ・ 申告特例申請書に記載いただいた内容(住所・氏名等)に変更が生じた場合、申告特例申請事項変更届出書の提出が必要になります。
- ・ 年間の寄附先が5団体を超えた場合、ワンストップ特例は適用されなくなりますので、ご自身で翌年に寄附の領収証書を添付して確定申告や住民税の申告を行う必要があります。
- ・ 医療費控除適用等の理由から確定申告を行う場合、ワンストップ特例が適用されなくなりますので、寄附の領収証書を添付して税額控除についても申告してください。